

## 令和2年度 第9回 邑南町教育委員会 会議録

1. 招集期日 令和2年9月29日(火)  
招集場所 元気館 健康指導室
2. 出席委員 土居教育長、高倉委員、森岡委員、服部委員、井上委員
3. 説明のため出席を求めた者及び参加者  
高瀬学校教育課長、大橋生涯学習課長
4. 会議録に署名すべき委員の指名  
森岡委員、服部委員

土居教育長：

日程第1

これより、第9回の邑南町教育委員会を開催いたします。

(9:26～)

日程第2

今日の教育委員会の会議録署名は、森岡委員さん、服部委員さんをお願いをいたします。

日程第3 議決事項

議案第41号 指定学校変更について

高瀬学校教育課長：

資料を基に説明

議案第41号指定学校変更についてでございます。これにつきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条の規定により教育委員会の議決を求めらるものでございます。今回の変更申出書お二人分ほどお手元の方に資料を用意しております。二名の方からそれぞれ指定学校の変更について提出されておりますのでよろしくお願ひいたします。

以下、個人情報により省略

土居教育長：

指定学校の変更の申し出が二人の保護者から申請されております。これについてご質問ございますでしょうか。それでは承認をいただけますでしょうか。

教育委員

了

土居教育長：

議案第42号 令和2年度要保護及び準要保護児童生徒就学援助の追加認定について

高瀬学校教育課長：

資料を基に説明

議案第42号でございます。令和2年度の要保護及び準要保護児童生徒就学援助の追加認定ということでございます。このことにつきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。今回追加認定で2名の方から提出されています。

以下、個人情報により省略

土居教育長：

就学援助の追加認定で2件申請が出ております。事務局から説明がありましたように所得審査は1の番号の方が1.24、2の番号の方が0.70という審査が出ております。これについてご質問ございますでしょうか。

森岡委員：

2点ほど。1点は、今回なんですけど、4月以降にこちらに転入された方なのかそれとも申請が漏れたということかということと、もう一点普通だと家族構成とか資料を付けていただいて、それを見ながらここで審査をする。今回は付いていないので、付いていなんのでしょうか。

土居教育長：

付いていません。

森岡委員：

中には一緒なんだけど、これ同じ世帯じゃないのとか、というのがそこで話をもう一度検討して下さいというふうなことで返したということもあった気がするんですが。

土居教育長：

最近は、所得審査が重視をするというので、民生委員さんとか学校長に見ていただくために資料を用意したことはあったと思います。

森岡委員：

中にはそれで一応、生計は別なんだけど同じ屋根の下なんで、それを検討しましょうとかいう話をしたこともありました。

土居教育長：

2の方については最近転入して来られた方で、男性の保護者が日貫の方で、浜田から転入して来られました。1点目については調べます。

高倉委員：

先ほどの家族構成の話なんですけども、同居とか別居とかそういったことは確認した上での単独の家族の、昔は同居しとられてとかそういった話もちよっと出たことがあるんですが、そういった前段階のことは確認がしたある上での数値かなと思って見させてもらっていたんですが。

土居教育長：

同居しておれば、同一生計であれば、児童生徒の保護者だけの収入じゃなくて、全体の収入で審査をするということになっています。

森岡委員：

そんなに昔じゃないです、最近までありましたよね。

土居教育長：

以前は資料を付けていましたが、膨大な資料になるので、審査結果所得の審査だけで判定をしましょうということにしました。

高瀬学校教育課長：

一番目の方なんですけど、ご主人さんが突然の大病で仕事することができなくなりまして、それでの急遽の申請ということで。

森岡委員：

はい、わかりました。

土居教育長：

2番目のご質問は、以前そういう資料を付けていましたが、委員の皆さん方から膨大な資料なんで、見てもすべてを把握できるわけではないので、所得審査の結果に基づいて判断をしましょうということで省略をしています。

森岡委員：

これがここに公に誰ということが出てこないの、例えばそういうのが分かると、不公平感を感じるということがないか。

高瀬学校教育課長：

家族構成の部分はもちろんご本人さんが書いてもらっています。今後一緒に添付させてもらった方がよろしいでしょうか。細かなことが出てくるわけじゃないですが、家族構成誰がどうかある程度わかるかと思っておりますので。

服部委員：

結局基本になるものが、親の収入なのか所帯の収入なのか決まったものがあるのではないかと。例えば自営業してて、自営業自体の収入はあるけども、所得申請はおじいちゃん達がしていて、親さんたちは所得がない、いうこともありますよね。そういうのがはっきり親の所得で決めるっていうんだったら仕方ないというか、所帯の所得での審査であれば所帯を出してもらわないといけないのでは。

高倉委員：

今までは同一所帯のときだけは話し合いが必要だったんですが、別居でそれぞれ生計を別にしていて、それから収入も数値があきらかにわかってるところはそういった資料つけてもらわなくてもいいんじゃないかと思っておりますが、この数値だけで判断するっていわれたら教育委員会で話し合っても、結局話し合う意味がなくなるので、ちょっと協議が必要な時だけ付けてもらえばいいんじゃないでしょうか。

森岡委員：

いろんなことを人に聞かれた場合、教育委員さんはどういう審査しているのかと言われる場合が出てきます。資料としてはあった方がいいのではないかと。

土居教育長：

同一世帯の収入と保護者世帯の収入とを分けて、保護者世帯がこの所得の審査にしないとわからないです。一緒に暮らしてるから貰ってるのではないかとかいうところは、こちらで調べることができないので、とりあえずは所得審査というのは同一世帯じゃなくて、同一世帯で暮らしておれば同一世帯の収入で所得で審査をするし、単独で暮らしておれば当然ながらその所得しかないわけで、それを分けて所得審査の数字が出ていけばいいのではないかとと思っておりますが。

基本は同一世帯であれば、世帯の所得でいくべきでしょう。それは同一生計をしているという意味で。そこは明確にし、この所得審査がどういう数字から出てきた数字なんかということ根拠を明確にして判断をするということよろしいでしょうか。

土居教育長：

それでは世帯の所得で出たものということで、審査をお願いいたします。では議案第42号につきましては承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

それでは続きまして議案第43号井原公民館の建替えに関する要望書について

大橋生涯学習課長：

資料を基に説明

議案第43号でございます。8月11日に町長宛て、同じく教育長宛てにこのような要望書が提出をされました。以前6月議会の際に一般質問がございまして、一応私の方で積極的に前向きに検討していきますという回答をさせていただいたところがございます。さらに地域の声を集約されまして提出をいただきました。それで、今回も一般質問で挙がってまいりまして、町長が直接お答えになりました。その内容を少しご説明申し上げますと、基本的には建て替えを前提に進めていくというのはおっしゃられました。ただし、何時なのかというのは、今回はそれは避けたいと、予算を含めて今後詰めていくと。その前にまず地域住民の方々にしっかりとしたブランドデザインを作っていただきたい。いろんな声をですね、拾い上げて集約をしていただきたいというところで、町長の答弁は終わったように思います。今後につきましてはまだ最終的には地域の方々と詰めておりませんが、こういった要望書が提出をされたということで、教育委員会の方に正式に受理といいますか受託といいますか、していかどうかというご判断をいただきたいということと合わせて、今後ですね前向きに検討してまいるといふことでご理解をいただければというふうに思っております。

土居教育長：

補足として少し説明させていただきますけども、前年度の座談会の井原地区の行政座談会において、お願いがありました。そういう中で、町長が前向きに考えていきたいと答弁をされました。6月議会でも地元の議員さんが質問されて、今回再質問というか、確認、要望書が出されたので、それに対する回答というか、そういうことで町長とも協議をしたうえで大橋課長が答弁をしております。教育委員会に関わる公民館ですので、皆さん方にもご意見を伺って、前へ進めていくべきかどうかというようなご意見をいただいておりますので、ご審議をいただきたいということで提案させていただきましたのでよろしくお願いたします。ご質問はございますでしょうか。

森岡委員：

設置者が言われたので、我々からの意見を言うことではないですが、ただ造っ

ていくにすると公民館、文科省ではほとんど補助金がないと思います。そうなってくると農水とかいろんなところの補助金を使って建てることにするとどうかというのを検討されといた方がいいのではないかな。なるべく町の負担がないような形で建設してもらいたいと思います。

服部委員：

私は井原地区の住民なんですが、避難所としては、あの場所は川のそばで低いので、私はあそこに逃げるぐらいだったら自宅にいた方がいいというような感覚もあります。でも、裏が崖で怖いという方はおられるので、そういう部分では直していただきたいという感覚はあります。

土居教育長：

6月の一般質問の中でも避難所として適切な位置かどうかというのはありました。川のそばなので。建設場所も検討のテーマになると思います。

森岡委員：

ハザードマップ上は公民館の位置はどうなのか。

大橋生涯学習課長：

黄色のゾーンに入っています。

森岡委員：

わかりました。

大橋生涯学習課長：

地元の議員さんおっしゃられるのに自治会館がすべてレッドゾーンか中に入っていて、委員さんもおっしゃられましたけど避難所としての要素をしっかりとしたものを望みたいと、そうした場合は今の場所がどうなのかっていうところも、今宿題をいただいています。場所等も議論の中心になっていくんだろうと思っています。

土居教育長：

一般質問された議員さんは、その前半に行財政改善計画の進捗状況とかを問われました。その部分も含めて公民館の建替えだけではなくて、そういう自治会の再編成であるとか、そういうようなテーマも必要なんじゃないかというような、発言も町長さんからも発言をされていますので、よくよく井原地区の皆さん方にいろんな年代層の方にお集まりいただいて、総合的な地域の拠点になるような建て替えをしていく必要があるんじゃないかなということですので、本体は教育委

員会になるかもしれませんが、地域みらい課ともいろんな協議をしながら、より適切な公民館か複合施設になるかもしれませんが、そういうものも考えていかないと、今後将来的なビジョンを考えると財政的な部分も必要になってくるのではないかと考えております。よろしければ、これに従って検討委員会を開いていくことに今後はスケジュール的にはなっていくと思いますのでよろしくお願いいたします。

次回の教育委員会日程について

10月20日（火）9時30分から 元気館 会議室

日程第6 閉会宣言

以上で、第9回目を終了します。

(～10:36)